平成27年労第7号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C(以下「会社」という。) に雇用され、庫内作業職として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社において、冷凍食品の入ったボックスを昇降機に乗せる作業中、ボックスに掛けたロープを絞める際にロープを握り損ねたことにより左肘、首に負担が生じ痛みを感じたという。また、右手首の痛みは、この1年以上前に出現していたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「頚椎症、右手関節腱鞘炎」と 診断され、同年〇月〇日、E整形外科病院に転医し「右橈骨遠位端骨折、右手関 節腱鞘炎」の傷病名にて治療を継続した。

請求人は、上記受傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、「頚椎症」及び「左肘の痛み」については業務に起因するものと認め、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の休業補償給付を支給する旨の処分をしたが、E整形外科病院へ転医後の右手の傷病については、災害発生日時及び発生の事実が不詳であるとして、同年〇月〇日以降の期間の休業補償給付については、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の右手首に係る傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、平成○年○月○日作成の聴取書において、右手首の負傷時期について、要旨、「はっきりした記憶はないが、平成○年○月○日から同年○月○日の間の仕事中に痛めたと思う。」と述べ、本件公開審理においては、要旨、「右手を負傷した日時は特定できないが、平成○年の○月か○月頃仕事中に手首を痛めた。」と述べており、負傷時期の申述は一貫していない。
- (2) 医証をみるに、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の 傷病名を「右手関節腱鞘炎」とし、初診時の主訴について、「〇月頃より右手 関節の痛み、前腕尺側の痛み」と記載している。

また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を「右橈骨遠位端骨折、右手関節腱鞘炎」とし、請求人が述べた負傷日時、災害発生状況について、「平成〇年〇月〇日、ロープにまきこまれた。」旨、記載している。

当審査会において、請求人の右手首についてX線画像を読影したところ、橈骨遠位端に線状の硬化像が認められ、以前に不全骨折が存在した可能性が認められた。

(3)上記(2)の医証及び当審査会におけるX線画像の読影結果から、請求人の 右手首の傷病として、請求人が主張するとおり橈骨遠位端に不全骨折が存在し たことは否定できないものの、請求人の陳述や医証から災害発生年月日を特定することができず、明らかに業務中に負傷したものと確認することができない。また、請求人が医療機関を受診したのは、自身が主張する負傷時期より相当期間経過していることからも、請求人が主張する災害との因果関係を認めることはできない。

したがって、請求人の右手首の傷病については、業務上の事由によるものと は認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。